

## 児童扶養手当 現況届の提出をお願いします

### ⚠ 児童扶養手当

父母の離婚などにより、父または母と生計を共にしていない児童が養育される家庭等の生活安定と自立を促進し、児童福祉の増進を図ることを目的として支給される手当

#### 《対象》

0歳から18歳の誕生日後、最初の3月31日までの間にある児童（児童に障害がある場合は20歳未満）を養育している方で、被養育者が以下のいずれかに該当する方。

- ・父母が離婚している
- ・父または母が死亡している
- ・父または母に重度の障害がある
- ・父または母に1年以上遺棄されている
- ・父または母が1年以上拘禁されている
- ・父または母が配偶者の暴力により裁判所からの保護命令を受けている
- ・婚姻によらず生まれ、父または母からの養育を受けていない

#### 《対象とならない場合》

- ・日本国内に住んでいない
- ・児童を養育する父または母が婚姻、もしくは事実婚関係にある（頻繁な訪問や、生計が同一の場合は同居の有無に関わらず事実婚とみなします）
- ・児童が児童福祉施設などに入所している

#### 《申請時必要書類等》

- ・印鑑 ・申請者名義の通帳
  - ・申請者の年金手帳
  - ・請求者、支給対象児童、扶養義務者の個人番号のわかるもの
  - ・本人確認ができる書類（免許証等）
  - ・本籍地が市外の方は戸籍謄本
- 世帯の状況に応じて必要書類が異なるので、事前にお問い合わせください。

#### ■ 現況届の提出

児童扶養手当の受給者は、11月分以降の支給額を決定するために現況届の手続きが必要です。書類を郵送しますので受給者本人が8月30日（金）までに手続きをしてください。

#### 《支給月額》

全額支給	一部支給
42,910円	10,120円～42,900円

※児童扶養手当の支払い回数は11月分から年6回に変更になります。

支払月		
8月	4～7月分	平成29年所得に基づく手当額
11月	8～10月分	
1月	11・12月分	平成30年所得に基づく手当額
3月	1・2月分	
5月	3・4月分	

☎ 子育て支援課 児童福祉係 担当：中川

☎ お太助フォン 47-1283 ☎ 42-2130

## 未婚の児童扶養手当受給者に給付金を支給します

児童扶養手当の受給者のうち、未婚でひとり親の方（今までに一度も法律婚をしたことがない方）に対し、臨時・特例の措置として、給付金を支給します。

#### 《対象》以下のすべてに該当する方

- ・令和元年11月分の児童扶養手当の支給を受ける父または母
- ・令和元年10月31日時点で、これまでに法律婚をしたことがない（同日に事実婚をしていない方、または事実婚の相手方の生死が明らかでない方）

※所得や公的年金等の受給により児童扶養手当が全額支給停止となる場合は対象外です。

#### 《申請期間》

令和元年8月1日（木）～令和元年11月29日（金）

#### 《申請時必要書類等》

- ・臨時、特例給付金申請書 ・戸籍謄本
- ・本人確認ができる書類（免許証等）
- ・給付金の振込先口座が確認できる書類（児童扶養手当の受け取り口座を指定する場合は不要）

#### 《申請窓口》

子育て支援課児童福祉係または各支所窓口係

#### 《支給額》

17,500円（対象児童の人数にかかわらず一律）

※原則として児童扶養手当の令和2年1月の支払日と同日に支給します。

☎ 子育て支援課 児童福祉係 担当：中川

☎ お太助フォン 47-1283 ☎ 42-2130

## 農業用ため池の届出制度

農業用ため池の情報を適切に把握し、決壊による災害を防止するため、「農業用ため池の管理及び保全に関する法律」が令和元年7月1日に施行されました。これにより、農業用ため池の所有者や管理者の方は、施設に関する情報を県に届け出る必要があります。

#### 《対象》

農業用に利用している（利用していた）ため池の所有者

※法律の施行日前に設置された施設については、所有者または管理者のいずれかです。

※現在農業用に利用されていない施設でも、過去に農業用に利用し、現在利用可能な状態にある場合には届け出が必要です。

#### 《届出》

農業用ため池の設置、廃止時、または届出情報に変更があった際に届け出てください。

※法律の施行日前に設置した施設は、施行日から6か月以内に届け出る必要があります。

#### 《届出開始》

10月中旬～

☎ 農林水産課 農林土木係 担当：立川

☎ お太助フォン 47-4022 ☎ 42-1003

## 防災上重要な農業用ため池を 県が指定します

決壊による水害などにより、周辺の区域に被害を及ぼすおそれがある農業用ため池を、県が「特定農業用ため池」に指定します。

指定されたため池の堤体の掘削、竹木の植栽、洪水吐の形状を変更する行為などは県の許可が必要になります。

#### 《対象》

- ・ため池から100m未満の浸水区域内に家屋、公共施設等がある
- ・ため池から100～500mの新想定区域内に家屋、公共施設等があり、貯水量が1,000m<sup>3</sup>以上
- ・ため池から500m以上の浸水区域内に家屋、公共施設等があり、貯水量が5,000m<sup>3</sup>以上
- ・上記以外で、ため池の規模、維持管理等県及び市が特に必要と認めるもの

☎ 農林水産課 農林土木係 担当：立川

☎ お太助フォン 47-4022 ☎ 42-1003

## 重度障害者外出支援サービス お太助タクシーチケット

障害がある方の外出を支援するため、市内の指定タクシー業者で利用できるタクシーチケットを交付しています。

#### 《対象》以下のいずれかの手帳所持者

- ・視覚、下肢、体幹、移動機能障害いずれかの障害程度等級が1～3級の身体障害者手帳
- ・㊤、Aの療育手帳
- ・1級の精神障害者保健福祉手帳

#### 《対象とならない場合》

- ・居住地特例で他市町の障害福祉サービスを利用している方
- ・障害者通院交通費補助を利用している方
- ・高齢者タクシー利用助成を利用している方

#### 《チケット代金》

500円/1枚

#### 《交付枚数》

8枚/1か月

（申請月から当該年度3月分までをまとめて交付）

※自動車税の減免を受けている方は交付枚数が半分に なります。

☎ 社会福祉課 障害者福祉係 担当：好岡

☎ お太助フォン 42-5615 ☎ 42-2130

## 全国家計構造調査

### ⚠ 全国家計構造調査

全国の家計における消費・所得等の実態を総合的に把握することを目的に、総務省が実施する調査。統計法に基づき報告義務があります。

8月から12月にかけて、調査員が対象地域の各世帯を訪問し、世帯人数等の聞き取りや調査票の配布、回収を行いますので調査へのご協力をお願いします（回答はインターネットでも可能です）。

#### ■ 調査対象地域（総務大臣選定）

- ・吉田町  
太郎丸、上迫、内堀
- ・高宮町  
宮迫、下沖城、中原

☎ 政策企画課 企画調整係 担当：仲増

☎ お太助フォン 42-5612 ☎ 42-4376